【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月19日
【中間会計期間】	第212期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	株式会社　百五銀行
【英訳名】	The Hyakugo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　杉　浦　雅　和
【本店の所在の場所】	三重県津市岩田21番27号
【電話番号】	059(227)2151(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　　西　川　孝　則
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目２番６号 株式会社　百五銀行東京事務所
【電話番号】	03(3275)0361
【事務連絡者氏名】	東京事務所長　　澤　木　則　宏
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社百五銀行東京営業部 （東京都中央区日本橋一丁目２番６号） 株式会社百五銀行名古屋支店 （名古屋市中村区名駅四丁目26番13号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2026年度 中間連結 会計期間	2024年度	2025年度
		(自2024年 ４月１日 至2024年 ９月30日)	(自2025年 ４月１日 至2025年 ９月30日)	(自2026年 ４月１日 至2026年 ９月30日)	(自2024年 ４月１日 至2025年 ３月31日)	(自2025年 ４月１日 至2026年 ３月31日)
連結経常収益	百万円	59,893	72,940	106,350	124,491	162,399
連結経常利益	百万円	12,824	14,085	21,350	25,704	37,032
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	9,192	10,175	14,994	―	―
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	―	―	―	18,042	26,839
連結中間包括利益	百万円	△33,850	50,158	5,254	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	△55,264	89,786
連結純資産額	百万円	459,076	480,178	514,327	435,449	516,650
連結総資産額	百万円	7,636,996	7,557,938	7,685,290	7,433,220	7,630,605
１株当たり純資産額	円	1,866.22	1,978.37	2,130.24	1,770.15	2,128.68
１株当たり中間純利益	円	36.88	41.70	62.05	―	―
１株当たり当期純利益	円	―	―	―	72.87	110.30
潜在株式調整後 １株当たり中間純利益	円	36.83	41.65	62.00	―	―
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	―	―	―	72.77	110.19
自己資本比率	%	6.00	6.35	6.69	5.85	6.76
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△428,246	54,871	3,180	△710,171	28,963
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△27,853	8,711	△92,290	△29,011	△27,619
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,007	△5,443	△7,580	△6,215	△8,588
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	948,071	720,919	558,844	662,779	655,535
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,852 [1,166]	2,901 [1,147]	3,116 [958]	2,796 [1,159]	2,828 [1,146]

(注)　自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第210期中	第211期中	第212期中	第210期	第211期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	49,971	62,605	95,309	103,854	140,634
経常利益	百万円	12,557	13,767	20,467	24,633	35,318
中間純利益	百万円	9,195	10,141	14,395	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	17,511	25,838
資本金	百万円	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数	千株	254,119	254,119	254,119	254,119	254,119
純資産額	百万円	428,811	458,890	482,109	413,914	483,744
総資産額	百万円	7,587,812	7,516,975	7,630,696	7,393,846	7,573,471
預金残高	百万円	5,959,317	6,054,790	6,176,285	5,984,365	6,086,188
貸出金残高	百万円	4,957,963	5,098,073	5,231,802	5,078,171	5,165,603
有価証券残高	百万円	1,519,893	1,539,622	1,682,835	1,497,146	1,613,206
１株当たり配当額	円	9.00	13.00	23.00	21.00	34.00
自己資本比率	%	5.64	6.10	6.31	5.59	6.38
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,213 [1,068]	2,251 [1,050]	2,468 [862]	2,159 [1,064]	2,193 [1,048]

(注)　自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部合計で除して算出しております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、中東情勢の影響を注視する必要があるものの、企業収益や雇用情勢に改善が見られるほか、個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、緩やかに回復しております。当行の主要な営業地域である三重県・愛知県下におきましても、中東情勢の影響を受けつつも企業の業況感は良好な水準で推移しているほか、個人消費は底堅く推移しているなど、経済は緩やかに回復しております。

先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されます。一方で、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要があります。また、金融資本市場の変動の影響などにも注意する必要があります。

このような経済情勢のなかで、当中間連結会計期間における当行の連結ベースでの業績は次のようになりました。

預金等（譲渡性預金含む）は法人預金や個人預金が増加したことなどから、当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末に比べ1,121億円増加し、６兆3,774億円となりました。

貸出金は住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したことなどから、当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末に比べ647億円増加し、５兆2,057億円となりました。

また、有価証券の当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末に比べ697億円増加し、１兆6,730億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は株式等売却益の増加によりその他経常収益が増加したことや、貸出金利息や有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことなどから、前中間連結会計期間に比べ334億９百万円増加し、1,063億50百万円となりました。

一方、経常費用は国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加したことなどから、前中間連結会計期間に比べ261億45百万円増加し、849億99百万円となりました。

この結果、経常利益は前中間連結会計期間に比べ72億64百万円増加し、213億50百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する中間純利益は前中間連結会計期間に比べ48億19百万円増加し、149億94百万円となりました。

なお、中間包括利益は前中間連結会計期間に比べ449億３百万円減少し、52億54百万円となりました。

報告セグメントごとの損益状況は、銀行業セグメントにおいて経常収益は前中間連結会計期間に比べ327億77百万円増加して953億13百万円、セグメント利益は前中間連結会計期間に比べ68億24百万円増加して205億81百万円となりました。リース業セグメントにおいて経常収益は前中間連結会計期間に比べ１億２百万円増加して87億47百万円、セグメント利益は前中間連結会計期間に比べ１億34百万円減少して１億85百万円となりました。また、報告セグメントに含まれていない事業セグメントにおいて経常収益は前中間連結会計期間に比べ85百万円減少して33億26百万円、セグメント利益は前中間連結会計期間に比べ１億８百万円減少して５億83百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内業務部門で前中間連結会計期間比70億33百万円増加して373億81百万円、国際業務部門で前中間連結会計期間比８億83百万円減少して62億28百万円、合計で前中間連結会計期間比61億50百万円増加して436億10百万円となりました。役務取引等収支は、国内業務部門で前中間連結会計期間比37百万円増加して64億82百万円、国際業務部門で前中間連結会計期間比17百万円増加して40百万円、合計で前中間連結会計期間比55百万円増加して65億23百万円となりました。その他業務収支は、国内業務部門で前中間連結会計期間比211億91百万円減少して△280億74百万円、国際業務部門で前中間連結会計期間比14億69百万円増加して△27億42百万円、合計で前中間連結会計期間比197億21百万円減少して△308億16百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	30,348	7,111	―	37,460
	当中間連結会計期間	37,381	6,228	―	43,610
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	36,819	11,856	406	48,269
	当中間連結会計期間	49,371	11,230	822	59,779
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	6,471	4,744	406	10,809
	当中間連結会計期間	11,990	5,002	822	16,169
役務取引等収支	前中間連結会計期間	6,445	23	―	6,468
	当中間連結会計期間	6,482	40	―	6,523
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	9,569	65	―	9,634
	当中間連結会計期間	9,826	83	―	9,909
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,124	42	―	3,166
	当中間連結会計期間	3,343	42	―	3,386
その他業務収支	前中間連結会計期間	△6,882	△4,211	―	△11,094
	当中間連結会計期間	△28,074	△2,742	―	△30,816
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	9,144	52	2	9,193
	当中間連結会計期間	9,324	159	8	9,474
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	16,026	4,264	2	20,288
	当中間連結会計期間	37,398	2,901	8	40,290

(注) 1　国内業務部門は当行の国内店及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の国内店及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2　資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間０百万円、当中間連結会計期間１百万円)を控除して表示しております。

3　相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息等であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、前中間連結会計期間比２億74百万円増加して99億９百万円となりました。このうち国内業務部門においては、前中間連結会計期間比２億57百万円増加して98億26百万円、国際業務部門においては、前中間連結会計期間比17百万円増加して83百万円となりました。一方、役務取引等費用につきましては、国内業務部門で前中間連結会計期間比２億19百万円増加して33億43百万円、国際業務部門で前中間連結会計期間比横ばいの42百万円、合計で前中間連結会計期間比２億19百万円増加して33億86百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	9,569	65	9,634
	当中間連結会計期間	9,826	83	9,909
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2,848	―	2,848
	当中間連結会計期間	2,997	―	2,997
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,544	63	1,607
	当中間連結会計期間	1,529	77	1,606
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,630	―	1,630
	当中間連結会計期間	2,439	―	2,439
うち代理業務	前中間連結会計期間	139	―	139
	当中間連結会計期間	164	―	164
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	60	―	60
	当中間連結会計期間	52	―	52
うち保証業務	前中間連結会計期間	126	2	128
	当中間連結会計期間	113	5	119
うち保険販売業務	前中間連結会計期間	418	―	418
	当中間連結会計期間	393	―	393
役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,124	42	3,166
	当中間連結会計期間	3,343	42	3,386
うち為替業務	前中間連結会計期間	192	28	221
	当中間連結会計期間	196	31	227

(注)　国内業務部門は当行の国内店及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	6,035,643	12,311	6,047,955
	当中間連結会計期間	6,150,443	13,015	6,163,459
うち流動性預金	前中間連結会計期間	3,878,142	―	3,878,142
	当中間連結会計期間	3,837,644	―	3,837,644
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,137,794	―	2,137,794
	当中間連結会計期間	2,294,112	―	2,294,112
うちその他	前中間連結会計期間	19,706	12,311	32,017
	当中間連結会計期間	18,685	13,015	31,701
譲渡性預金	前中間連結会計期間	222,432	―	222,432
	当中間連結会計期間	214,029	―	214,029
総合計	前中間連結会計期間	6,258,076	12,311	6,270,387
	当中間連結会計期間	6,364,472	13,015	6,377,488

(注) 1　国内業務部門は当行の国内店及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
3　定期性預金＝定期預金

貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	5,072,057	100.00	5,205,758	100.00
製造業	398,762	7.86	402,128	7.72
農業，林業	5,852	0.11	5,182	0.10
漁業	2,963	0.06	2,474	0.05
鉱業，採石業，砂利採取業	11,509	0.23	8,825	0.17
建設業	149,186	2.94	155,559	2.99
電気・ガス・熱供給・水道業	140,319	2.77	147,503	2.83
情報通信業	9,296	0.18	10,833	0.21
運輸業，郵便業	144,730	2.85	147,724	2.84
卸売業，小売業	288,558	5.69	289,113	5.55
金融業，保険業	332,776	6.56	321,558	6.18
不動産業，物品賃貸業	588,174	11.60	623,322	11.97
学術研究，専門・技術サービス業	33,233	0.65	39,969	0.77
宿泊業	13,124	0.26	12,225	0.24
飲食業	17,850	0.35	16,345	0.31
生活関連サービス業，娯楽業	30,239	0.60	31,573	0.61
教育，学習支援業	8,545	0.17	8,954	0.17
医療・福祉	174,251	3.44	173,897	3.34
その他のサービス	61,534	1.21	57,910	1.11
国・地方公共団体	137,363	2.71	135,122	2.60
その他	2,523,782	49.76	2,615,534	50.24
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	5,072,057	—	5,205,758	—

(注)　「国内」とは当行の国内店及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローが、預金の増加などにより31億80百万円のプラス（前中間連結会計期間比516億90百万円減少）、投資活動によるキャッシュ・フローが、有価証券の取得による支出などにより922億90百万円のマイナス（前中間連結会計期間比1,010億１百万円減少）、財務活動によるキャッシュ・フローが、配当金の支払などにより75億80百万円のマイナス（前中間連結会計期間比21億37百万円減少）となりました。

この結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前連結会計年度末に比べ966億90百万円減少し、5,588億44百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題、研究開発活動

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び連結子会社）の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に、重要な変更及び新たな事項はありません。

なお、研究開発活動については、該当ありません。

(4) 主要な設備

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は、次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額（百万円）		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	鵜方支店 志摩市役所出張所	三重県 志摩市	新設	銀行業	店舗	10	―	自己資金	2027年４月	2027年５月

（注）　上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2026年９月30日
１　連結自己資本比率（２÷３）	11.53
２　連結における自己資本の額	3,043
３　リスク・アセットの額	26,380
４　連結総所要自己資本額	1,055

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2026年９月30日
１　自己資本比率（２÷３）	11.13
２　単体における自己資本の額	2,900
３　リスク・アセットの額	26,055
４　単体総所要自己資本額	1,042

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３　要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権のうち、上記１及び２に掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

４　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,363	10,189
危険債権	46,852	49,399
要管理債権	10,095	6,430
正常債権	5,074,202	5,208,381

(注)　債権のうち外国為替、未収利息及び仮払金については、資産の自己査定基準に基づき、債務者区分を行っているものを対象としております。

３ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	396,000,000
計	396,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年９月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	254,119,000	254,119,000	名古屋証券取引所 （プレミア市場） 東京証券取引所 （プライム市場）	単元株式数は100株であります。
計	254,119,000	254,119,000	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当行は、当中間会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2026年６月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役（社外取締役を除く）：６
新株予約権の数（個）　※	107 （注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	当行普通株式10,700（注）２
新株予約権の行使時の払込金額　※	１株あたり１円
新株予約権の行使期間　※	2026年７月31日～2056年７月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　1,762 資本組入額　　881
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４

※　新株予約権の発行時（2026年７月30日）における内容を記載しております。

(注) 1　新株予約権１個につき目的となる株式数　100株
2　新株予約権の目的となる株式の数
新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整により生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割または併合の比率
また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3　新株予約権の行使の条件
(1)　新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。
(2)　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの１名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当行と新株予約権者が個別に締結する新株予約権割当契約書に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な犯罪を行ったと認められる者は相続承継人となることができない。
①　相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
②　相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。
③　相続承継人は、上記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から２か月以内に限り、一括して新株予約権を行使することができる。
4　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注２）に準じて決定する。
(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たりの金額を１円とする。
(4) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
(6) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年９月30日	―	254,119	―	20,000	―	7,557

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目８番１号　赤坂インターシティＡＩＲ	25,619	10.61
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社）	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. （東京都港区虎ノ門二丁目６番１号　虎ノ門ヒルズステーションタワー）	12,979	5.37
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号	10,093	4.18
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号	8,396	3.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番12号	7,493	3.10
百五銀行従業員持株会	三重県津市丸之内31番21号	4,385	1.81
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS （東京都港区港南二丁目15番１号　品川インターシティＡ棟）	3,671	1.52
JP MORGAN CHASE BANK 385781 （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM （東京都港区港南二丁目15番１号　品川インターシティＡ棟）	3,312	1.37
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	2,624	1.08
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US （東京都新宿区新宿六丁目27番30号）	2,323	0.96
計	―	80,898	33.51

(注)　2026年５月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ありあけキャピタル株式会社が2026年５月１日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2026年９月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の総数(千株)	株式等保有割合(%)
ありあけキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋兜町５番１号	15,095	5.94

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式　12,729,500	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式　241,248,400	2,412,484	―
単元未満株式	普通株式　141,100	―	１単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	254,119,000	―	―
総株主の議決権	―	2,412,484	―

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社百五銀行	三重県津市岩田21番27号	12,729,500	―	12,729,500	5.00
計	―	12,729,500	―	12,729,500	5.00

２ 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１　当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２　当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３　当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４　当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2026年４月１日　至2026年９月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2026年４月１日　至2026年９月30日)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	※5 658,273	※5 561,340
コールローン及び買入手形	6,842	20,982
買入金銭債権	1,088	778
商品有価証券	107	107
金銭の信託	1,000	1,000
有価証券	※1,2,3,5,9 1,603,351	※1,2,3,5,9 1,673,066
貸出金	※3,4,6 5,141,005	※3,4,6 5,205,758
外国為替	※3 3,000	※3 3,188
リース債権及びリース投資資産	※3 30,133	※3 30,237
その他資産	※1,3,5 70,053	※1,3,5 72,322
有形固定資産	※7,8 43,946	※7,8 43,625
無形固定資産	5,874	7,510
退職給付に係る資産	73,157	74,339
繰延税金資産	715	788
支払承諾見返	※3 18,705	※3 16,995
貸倒引当金	△26,649	△26,752
資産の部合計	7,630,605	7,685,290
負債の部		
預金	※5 6,074,465	※5 6,163,459
譲渡性預金	190,868	214,029
債券貸借取引受入担保金	※5 182,918	※5 141,305
借用金	※5 471,629	※5 472,005
外国為替	372	443
その他負債	100,638	90,917
賞与引当金	306	427
退職給付に係る負債	657	762
役員退職慰労引当金	144	143
睡眠預金払戻損失引当金	1,949	2,011
ポイント引当金	284	289
偶発損失引当金	367	377
特別法上の引当金	5	5
繰延税金負債	68,131	65,278
再評価に係る繰延税金負債	※7 2,509	※7 2,509
支払承諾	18,705	16,995
負債の部合計	7,113,954	7,170,963

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	10,381	10,381
利益剰余金	319,518	329,416
自己株式	△7,181	△9,682
株主資本合計	342,718	350,115
その他有価証券評価差額金	146,254	135,709
繰延ヘッジ損益	3,867	6,013
土地再評価差額金	※7 4,090	※7 4,090
退職給付に係る調整累計額	19,631	18,290
その他の包括利益累計額合計	173,843	164,104
新株予約権	89	107
純資産の部合計	516,650	514,327
負債及び純資産の部合計	7,630,605	7,685,290

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
経常収益	72,940	106,350
資金運用収益	48,269	59,779
（うち貸出金利息）	30,435	36,622
（うち有価証券利息配当金）	15,866	19,974
役務取引等収益	9,634	9,909
その他業務収益	9,193	9,474
その他経常収益	※1 5,841	※1 27,185
経常費用	58,854	84,999
資金調達費用	10,810	16,171
（うち預金利息）	5,760	10,579
役務取引等費用	3,166	3,386
その他業務費用	20,288	40,290
営業経費	※2 22,405	※2 22,514
その他経常費用	※3 2,183	※3 2,636
経常利益	14,085	21,350
特別利益	－	58
固定資産処分益	－	58
特別損失	64	65
固定資産処分損	47	64
減損損失	16	0
金融商品取引責任準備金繰入額	0	0
税金等調整前中間純利益	14,021	21,343
法人税、住民税及び事業税	3,235	4,874
法人税等調整額	610	1,475
法人税等合計	3,846	6,349
中間純利益	10,175	14,994
親会社株主に帰属する中間純利益	10,175	14,994

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	10,175	14,994
その他の包括利益	39,983	△9,739
その他有価証券評価差額金	40,082	△10,544
繰延ヘッジ損益	237	2,145
退職給付に係る調整額	△336	△1,340
中間包括利益	50,158	5,254
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	50,158	5,254

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	10,384	298,808	△4,789	324,403
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,951		△2,951
親会社株主に帰属する中間純利益			10,175		10,175
自己株式の取得				△2,500	△2,500
自己株式の処分		△2	△35	107	69
土地再評価差額金の取崩			11		11
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	―	△2	7,199	△2,392	4,804
当中間期末残高	20,000	10,381	306,008	△7,181	329,208

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	95,723	1,736	4,102	9,346	110,908	137	435,449
当中間期変動額							
剰余金の配当							△2,951
親会社株主に帰属する中間純利益							10,175
自己株式の取得							△2,500
自己株式の処分							69
土地再評価差額金の取崩							11
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	40,082	237	△11	△336	39,971	△48	39,923
当中間期変動額合計	40,082	237	△11	△336	39,971	△48	44,728
当中間期末残高	135,806	1,973	4,090	9,009	150,880	89	480,178

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	10,381	319,518	△7,181	342,718
当中間期変動額					
剰余金の配当			△5,096		△5,096
親会社株主に帰属する中間純利益			14,994		14,994
自己株式の取得				△2,501	△2,501
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	―	―	9,898	△2,501	7,397
当中間期末残高	20,000	10,381	329,416	△9,682	350,115

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	146,254	3,867	4,090	19,631	173,843	89	516,650
当中間期変動額							
剰余金の配当							△5,096
親会社株主に帰属する中間純利益							14,994
自己株式の取得							△2,501
土地再評価差額金の取崩							0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△10,544	2,145	△0	△1,340	△9,739	18	△9,720
当中間期変動額合計	△10,544	2,145	△0	△1,340	△9,739	18	△2,323
当中間期末残高	135,709	6,013	4,090	18,290	164,104	107	514,327

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	14,021	21,343
減価償却費	1,984	2,057
減損損失	16	0
貸倒引当金の増減（△）	△1,581	102
賞与引当金の増減額（△は減少）	24	120
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△1,177	△1,181
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	32	104
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△7	△0
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	53	62
ポイント引当金の増減額（△は減少）	△15	5
偶発損失引当金の増減（△）	△44	10
資金運用収益	△48,269	△59,779
資金調達費用	10,810	16,171
有価証券関係損益（△）	2,726	2,541
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△0	△1
固定資産処分損益（△は益）	47	6
貸出金の純増（△）減	△20,021	△64,753
預金の純増減（△）	70,235	88,993
譲渡性預金の純増減（△）	56,317	23,160
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	2,057	376
預け金(日銀預け金を除く)の純増（△）減	△68	242
コールローン等の純増（△）減	△18,647	△13,829
コールマネー等の純増減（△）	△80,000	―
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	5,006	△41,613
外国為替(資産)の純増（△）減	6,959	△187
外国為替(負債)の純増減（△）	△13	71
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	△276	△104
資金運用による収入	45,665	57,163
資金調達による支出	△9,254	△14,290
その他	21,495	5,505
小計	58,077	22,296
法人税等の支払額	△3,206	△19,116
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,871	3,180

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△198,224	△317,658
有価証券の売却による収入	141,162	180,111
有価証券の償還による収入	67,926	48,573
有形固定資産の取得による支出	△1,283	△1,364
有形固定資産の売却による収入	120	308
無形固定資産の取得による支出	△990	△2,249
その他	－	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,711	△92,290
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△2,943	△5,079
自己株式の取得による支出	△2,500	△2,501
その他	0	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,443	△7,580
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	58,139	△96,690
現金及び現金同等物の期首残高	662,779	655,535
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　720,919	※1　558,844

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　　11社

会社名

百五ビジネスサービス株式会社
百五ハートフルサービス株式会社
百五不動産調査株式会社
百五オフィスサービス株式会社
百五スタッフサービス株式会社
百五証券株式会社
株式会社百五カード
百五リース株式会社
株式会社百五総合研究所
株式会社百五デジタルソリューションズ
百五みらい投資株式会社

(2) 非連結子会社　６社

会社名

一般社団法人フロンティア・アセット・ホールディングス
有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション
ＡＩＤＭＡ１号投資事業有限責任組合
ＡＩＤＭＡ２号投資事業有限責任組合
１０５東海みらいサーチ１号投資事業有限責任組合
株式会社百五デジタルアソシエイト

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

会社名

株式会社クラポテック
ダイアトップ株式会社
株式会社ソフトムホールディングス
ソフトム株式会社

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社　　―社
(2) 持分法適用の関連会社　　―社
(3) 持分法非適用の非連結子会社　　６社

会社名

一般社団法人フロンティア・アセット・ホールディングス
有限会社フロンティア・アセット・コーポレーション
ＡＩＤＭＡ１号投資事業有限責任組合
ＡＩＤＭＡ２号投資事業有限責任組合
１０５東海みらいサーチ１号投資事業有限責任組合
株式会社百五デジタルアソシエイト

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社　　―社

3　連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

4　開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5　会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年～50年

その他　４年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

当行では、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いたシステムにおける判定を基礎としつつ、将来の業績見込み等の定性的な要素も勘案して、債務者を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の５段階に区分した後、回収の危険性又は価値の毀損の危険性を個別に検討の上、資産の分類を行っております。

正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者であります。要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後管理に注意を要する債務者であります。破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者であります。実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者であります。破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者であります。

実質破綻先及び破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の５算定期間における平均値に基づく損失率と、より長期の過去の一定期間における平均値に基づく損失率とを比較し、いずれか高い方を用いて算定しております。

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に係る債権以外の債権については、今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の５算定期間における平均値に基づく損失率と、過去の７算定期間の貸倒実績率とそれらを除く過去最も高い貸倒実績率の平均値に基づく損失率とを比較し、いずれか高い方を用いて算定しております。

なお、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額は、資産の自己査定基準に基づき、担保の評価や種類、保証の種類などに応じて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、当行と同様の債務者区分を行い、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に係る債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を、それ以外の債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

連結子会社の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の５第１項に定める金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(３年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

また、当行の執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を中間連結貸借対照表上の「退職給付に係る負債」に計上しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年３月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社のヘッジ会計の方法は、当行に準じた方法により行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※１　非連結子会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
株式	753百万円	753百万円
出資金	1,659百万円	2,274百万円

※２　無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
3,539百万円	7,912百万円

使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。

※３　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10,430百万円	11,068百万円
危険債権額	50,509百万円	50,392百万円
三月以上延滞債権額	3百万円	126百万円
貸出条件緩和債権額	9,059百万円	6,305百万円
合計額	70,002百万円	67,892百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※４　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
1,506百万円	928百万円

※５　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	676,763百万円	668,774百万円
担保資産に対応する債務		
預金	43,104百万円	32,369百万円
債券貸借取引受入担保金	182,918百万円	141,305百万円
借用金	460,000百万円	460,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
有価証券	29,673百万円	32,139百万円
現金預け金	200百万円	200百万円

また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
保証金	1,437百万円	1,446百万円
金融商品等差入担保金	10,054百万円	5,242百万円

※６　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	1,232,966百万円	1,245,135百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,180,747百万円	1,191,349百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※７　土地の再評価に関する法律(1998年３月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正、不整形地補正等の合理的な調整を行って算出しております。

※８　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
減価償却累計額	42,185百万円	42,653百万円

※９　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
19,622百万円	17,018百万円

(中間連結損益計算書関係)

※１　「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
株式等売却益	5,623百万円	26,938百万円

※２　「営業経費」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
給料・手当	10,826百万円	12,556百万円

※３　「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入額	1,604百万円	1,728百万円
株式等売却損	343百万円	416百万円
株式等償却	19百万円	－百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	254,119	―	―	254,119	
合計	254,119	―	―	254,119	
自己株式					
普通株式	8,201	3,434	184	11,451	(注)１，２
合計	8,201	3,434	184	11,451	

(注)１　普通株式の自己株式の株式数の増加3,434千株は、市場買付による増加3,434千株及び単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。

２　普通株式の自己株式の株式数の減少184千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

２　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	――					89	
合計		――					89	

３　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月23日定時株主総会	普通株式	2,951	12.00	2025年３月31日	2025年６月24日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月10日取締役会	普通株式	3,154	その他利益剰余金	13.00	2025年９月30日	2025年12月10日

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	254,119	―	―	254,119	
合計	254,119	―	―	254,119	
自己株式					
普通株式	11,451	1,278	―	12,729	(注)
合計	11,451	1,278	―	12,729	

(注)　普通株式の自己株式の株式数の増加1,278千株は、市場買付による増加1,277千株及び単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。

２　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会計期間 減少	当中間連結会計期間末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	――				107	
合計		――				107	

３　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年６月24日定時株主総会	普通株式	5,096	21.00	2026年３月31日	2026年６月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年11月10日取締役会	普通株式	5,551	その他利益剰余金	23.00	2026年９月30日	2026年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
現金預け金勘定	723,735百万円	561,340百万円
日銀預け金を除く預け金	△2,816百万円	△2,496百万円
現金及び現金同等物	720,919百万円	558,844百万円

(リース取引関係)

（借手側）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１年内	254	647
１年超	869	1,028
合計	1,124	1,676

（貸手側）

１　ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
リース料債権部分	27,047	27,228
見積残存価額部分	1,207	1,244
受取利息相当額（△）	2,154	2,353
合計	26,100	26,119

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）		当中間連結会計期間 （2026年９月30日）	
	リース債権	リース投資資産	リース債権	リース投資資産
１年以内	1,036	8,161	1,067	8,078
１年超２年以内	893	6,672	952	6,552
２年超３年以内	821	5,001	796	5,013
３年超４年以内	454	3,493	427	3,392
４年超５年以内	261	1,877	322	1,966
５年超	809	1,841	807	2,224
合計	4,276	27,047	4,373	27,228

２　オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１年内	978	1,048
１年超	1,416	1,438
合計	2,395	2,486

３　転リース取引

利息相当額控除前の金額で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
リース投資資産	88	74
リース債務	88	74

(金融商品関係)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	―	―	943	943
商品有価証券	61	45	―	107
金銭の信託（運用目的）	―	1,000	―	1,000
有価証券	595,182	971,721	26,247	1,593,151
その他有価証券	595,182	971,721	26,247	1,593,151
国債	135,422	―	―	135,422
地方債	―	507,618	―	507,618
社債	―	203,774	19,261	223,035
株式	324,203	424	―	324,627
その他	135,555	259,904	6,986	402,447
資産計	595,243	972,767	27,191	1,595,202
負債計	―	―	―	―
デリバティブ取引(*１)(*２)	―	△8,055	0	△8,055
金利関連取引	―	6,090	―	6,090
通貨関連取引	―	△14,145	0	△14,145
その他	―	―	―	―

(*１)　連結貸借対照表の「その他資産」「その他負債」に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

なお、連結貸借対照表の「その他資産」「その他負債」に、金融派生商品（資産）9,411百万円、金融派生商品（負債）17,467百万円をそれぞれ計上しております。

(*２)　デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△1,653百万円であります。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
買入金銭債権	―	―	679	679
商品有価証券	52	54	―	107
金銭の信託（運用目的）	―	1,000	―	1,000
有価証券	699,601	945,719	16,601	1,661,922
その他有価証券	699,601	945,719	16,601	1,661,922
国債	270,672	―	―	270,672
地方債	―	517,674	―	517,674
社債	―	189,283	16,601	205,885
株式	322,708	368	―	323,077
その他	106,220	238,391	―	344,612
資産計	699,654	946,774	17,280	1,663,709
負債計	―	―	―	―
デリバティブ取引(*１)(*２)	―	3,946	0	3,946
金利関連取引	―	9,600	―	9,600
通貨関連取引	―	△5,654	0	△5,654
その他	―	―	―	―

(*１)　中間連結貸借対照表の「その他資産」「その他負債」に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。
　なお、中間連結貸借対照表の「その他資産」「その他負債」に、金融派生商品（資産）15,103百万円、金融派生商品（負債）11,156百万円をそれぞれ計上しております。

(*２)　デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は4,889百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間（１年以内）のものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2026年３月31日)

（単位：百万円）

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計		
買入金銭債権（＊）	―	―	145	145	145	―
貸出金（＊）	―	111,728	4,954,387	5,066,115	5,115,858	△49,742
資産計	―	111,728	4,954,532	5,066,260	5,116,003	△49,742
預金	―	6,072,154	―	6,072,154	6,074,465	△2,311
譲渡性預金	―	190,868	―	190,868	190,868	―
借用金	―	459,578	―	459,578	471,629	△12,051
負債計	―	6,722,601	―	6,722,601	6,736,963	△14,362

（＊）　貸出金及び買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価				中間連結貸借対照表計上額	差額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計		
買入金銭債権（＊）	―	―	99	99	99	―
貸出金（＊）	―	110,479	5,011,001	5,121,481	5,180,595	△59,114
資産計	―	110,479	5,011,100	5,121,580	5,180,695	△59,114
預金	―	6,161,667	―	6,161,667	6,163,459	△1,791
譲渡性預金	―	214,029	―	214,029	214,029	―
借用金	―	465,884	―	465,884	472,005	△6,121
負債計	―	6,841,581	―	6,841,581	6,849,493	△7,912

（＊）　貸出金及び買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品については、外部業者（ブローカー等）より入手した価額を市場公表指標、期限前償還率等との整合分析を踏まえ時価としております。顧客から買取った金銭債権については、債権の性質上短期のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル３に分類しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１に分類しております。主に、上場株式、上場投資信託や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２に分類しております。主に、地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２に分類しております。私募債は、元利金の合計額を、市場金利に内部格付に基づく信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル３に分類しております。一部の円建外債は、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者（ブローカー等）より入手した価格に基づき算出した価額を時価としており、レベル３に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

金銭の信託

有価証券運用を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、主にレベル２に分類しております。なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金（クレジットデリバティブを内包する貸出金を除く）については、その種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、将来の元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、固定金利によるもののうち、約定期間又は金利満期までの残存期間が短期間（１年以内）のもの及び変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対するものについては、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間連結決算日における貸出金の帳簿価額から貸倒引当金計上額を控除した価額に近似しているため、当該価額を時価としております。これらについては、レベル３に分類しております。

クレジットデリバティブを内包する貸出金については、主なインプットとしてクレジット・デフォルト・スワップから観察されたスプレッド及び市場金利等を用いて時価を算定しております。これらについては、レベル２に分類しております。

なお、連結子会社の貸出金は、重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

負　債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。定期預金及び譲渡性預金については、その種類及び期間に基づく区分ごとに将来の元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。ただし、そのうち預入期間又は金利満期までの残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル２に分類しております。

借用金

借用金については、その種類及び期間に基づく区分ごとに、将来の元利金の合計額を同様の新規借入を市場で行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、そのうち約定期間又は金利満期までの残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル２に分類しております。

なお、連結子会社の借用金は、重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

店頭取引のデリバティブ取引は公表された相場価格が存在しないため、金利、外国為替相場、ボラティリティ等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額をもって時価としております。観察可能インプットのみを用いているもの、または観察できないインプットの影響が重要でないものについては、レベル２に分類しております。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３に分類しております。

(注２)　時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 社債（私募債）	割引現在価値法	信用スプレッド	0.217%-10.976%	0.412%

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 社債（私募債）	割引現在価値法	信用スプレッド	0.218%-0.980%	0.361%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（＊）					
買入金銭債権	2,369	―	6	△1,432	―	―	943	―
有価証券								
その他有価証券								
社債（私募債）	23,212	―	△82	△3,868	―	―	19,261	―
その他	13,941	―	45	△7,000	―	―	6,986	―

（＊）　連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（＊）					
買入金銭債権	943	―	0	△263	―	―	679	―
有価証券								
その他有価証券								
社債（私募債）	19,261	―	△55	△2,604	―	―	16,601	―
その他	6,986	―	13	△7,000	―	―	―	―

（＊）　中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、財務部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、評価部門又は取引部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期財務部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債のうち私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(注３)　市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項の「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 2026年３月31日	当中間連結会計期間 2026年９月30日
① 非上場株式(*１)(*２)	2,533	2,533
② 組合出資金等(*３)	7,666	8,610

(*１)　非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2024年９月13日)第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*２)　前連結会計年度において、非上場株式について19百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式の減損処理はありません。

(*３)　組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※１　中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権も含めて記載しております。

※２　「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１　満期保有目的の債券

該当事項はありません。

２　その他有価証券

前連結会計年度(2026年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	320,276	52,017	268,259
	債券	1,931	1,930	1
	国債	―	―	―
	地方債	1,815	1,813	1
	短期社債	―	―	―
	社債	116	116	0
	その他	249,173	231,109	18,064
	小計	571,382	285,057	286,325
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,350	4,755	△404
	債券	864,144	931,208	△67,063
	国債	135,422	161,184	△25,762
	地方債	505,803	529,634	△23,831
	短期社債	―	―	―
	社債	222,918	240,388	△17,469
	その他	154,216	161,652	△7,436
	小計	1,022,712	1,097,616	△74,904
合計		1,594,094	1,382,673	211,420

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	319,981	58,223	261,758
	債券	1	1	0
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	1	1	0
	その他	125,765	113,915	11,850
	小計	445,748	172,139	273,608
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,095	3,428	△333
	債券	994,231	1,057,006	△62,774
	国債	270,672	282,197	△11,524
	地方債	517,674	553,933	△36,258
	短期社債	―	―	―
	社債	205,884	220,875	△14,991
	その他	219,526	234,317	△14,790
	小計	1,216,853	1,294,752	△77,898
合計		1,662,601	1,466,891	195,709

３　減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理はありません。

当中間連結会計期間における減損処理はありません。

なお、有価証券の減損処理にあたっては、中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合は原則として実施しておりますが、株式、債券及び投資信託については、中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価が30%以上50%未満下落している場合、一定期間の時価の推移や発行体の財務内容等によって時価の回復可能性を判断する基準を設け、時価の回復可能性があると認められないものについて実施しております。

(金銭の信託関係)

１　満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

２　その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2026年３月31日)

	金額(百万円)
評価差額	211,810
その他有価証券	211,810
その他の金銭の信託	―
(△)繰延税金負債	65,476
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	146,334
(△)非支配株主持分相当額	80
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	146,254

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額389百万円（益）を含めております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	金額(百万円)
評価差額	196,502
その他有価証券	196,502
その他の金銭の信託	―
(△)繰延税金負債	60,712
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	135,790
(△)非支配株主持分相当額	80
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	135,709

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額792百万円（益）を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利オプション	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	金利先渡契約	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利スワップ	33,842	33,832	133	133
	受取固定・支払変動	16,921	16,916	△1,248	△1,248
	受取変動・支払固定	16,921	16,916	1,381	1,381
	受取変動・支払変動	―	―	―	―
	金利オプション	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合　　計		―	―	133	133

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利オプション	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	金利先渡契約	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利スワップ	34,997	34,997	123	123
	受取固定・支払変動	17,498	17,498	△1,672	△1,672
	受取変動・支払固定	17,498	17,498	1,796	1,796
	受取変動・支払変動	―	―	―	―
	金利オプション	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合　　計		―	―	123	123

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	通貨オプション	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	通貨スワップ	160,231	118,911	△2,818	△2,818
	為替予約	153,217	―	△3,716	△3,716
	売建	149,882	―	△3,735	△3,735
	買建	3,335	―	18	18
	通貨オプション	44,579	44,579	―	164
	売建	22,289	22,289	307	307
	買建	22,289	22,289	△307	△143
	その他	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合　　計		―	―	△6,535	△6,370

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	通貨オプション	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	通貨スワップ	170,911	115,005	△1,564	△1,564
	為替予約	186,292	―	497	497
	売建	173,104	―	502	502
	買建	13,188	―	△5	△5
	通貨オプション	69,004	69,004	―	347
	売建	34,502	34,502	553	553
	買建	34,502	34,502	△553	△205
	その他	―	―	―	―
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合　　計		―	―	△1,067	△719

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(7) その他

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	地震デリバティブ	600	―	―	―
	売建	300	―	△4	―
	買建	300	―	4	―
合　　計		―	―	―	―

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	地震デリバティブ	400	―	―	―
	売建	200	―	△2	―
	買建	200	―	2	―
合　　計		―	―	―	―

(注)　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	有価証券、貸出金	152,244	141,274	5,956
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		152,244	141,274	5,956
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	38	—	(注)２
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		38	—	
合　　計		—	—	—	5,956

(注) １　主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年３月17日）に基づき、繰延ヘッジによっております。
２　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	有価証券、貸出金	125,948	125,948	9,477
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		125,948	125,948	9,477
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	4,019	4,000	(注)２
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		4,019	4,000	
合　　計		—	—	—	9,477

(注) １　主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年３月17日）に基づき、繰延ヘッジによっております。
２　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金	55,367	39,379	△7,609
	為替予約		―	―	―
	その他		―	―	―
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	―	―	―	―
	為替予約		―	―	―
合　　計		―	―	―	△7,609

(注)　主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月８日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金	52,977	45,110	△4,587
	為替予約		―	―	―
	その他		―	―	―
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	―	―	―	―
	為替予約		―	―	―
合　　計		―	―	―	△4,587

(注)　主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月８日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

１　ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業経費	20百万円	18百万円

２　ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

	2025年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役を除く）　６名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注１）	当行普通株式　30,800株
付与日	2025年７月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2025年７月31日～2055年７月30日
権利行使価格（注２）	１円
付与日における公正な評価単価（注２）	672円

（注）１　株式数に換算して記載しております。
　　２　１株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

	2026年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役を除く）　６名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注１）	当行普通株式　10,700株
付与日	2026年７月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2026年７月31日～2056年７月30日
権利行使価格（注２）	１円
付与日における公正な評価単価（注２）	1,761円

（注）１　株式数に換算して記載しております。
　　２　１株当たりに換算して記載しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金業務	979	―	979	132	1,112
貸出業務	1,567	―	1,567	―	1,567
為替業務	1,607	―	1,607	―	1,607
証券関連業務	768	―	768	782	1,550
代理業務	139	―	139	―	139
保護預り・貸金庫業務	60	―	60	―	60
保険販売業務	418	―	418	―	418
その他	1,748	―	1,748	1,051	2,800
顧客との契約から生じる経常収益	7,290	―	7,290	1,966	9,257
上記以外の経常収益	54,533	8,471	63,004	678	63,683
外部顧客に対する経常収益	61,823	8,471	70,294	2,645	72,940

(注)　「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務及び金融商品取引業務等を含んでおります。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益					
預金業務	982	―	982	141	1,124
貸出業務	1,557	―	1,557	―	1,557
為替業務	1,606	―	1,606	―	1,606
証券関連業務	1,116	―	1,116	1,219	2,335
代理業務	164	―	164	―	164
保護預り・貸金庫業務	52	―	52	―	52
保険販売業務	393	―	393	―	393
その他	1,524	―	1,524	611	2,136
顧客との契約から生じる経常収益	7,398	―	7,398	1,972	9,371
上記以外の経常収益	87,590	8,654	96,244	734	96,978
外部顧客に対する経常収益	94,989	8,654	103,643	2,706	106,350

(注)　「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務及び金融商品取引業務等を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、金融サービスに係る事業内容を基礎とした業務区分別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の２つを報告セグメントとしています。

「銀行業」は、預金・貸出業務等を行っております。「リース業」は、リース業務等を行っております。

2　報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は経常利益をベースとした数値であります。

また、セグメント間の内部経常収益は市場実勢価格に基づいております。

3　報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	61,823	8,471	70,294	2,645	72,940	―	72,940
セグメント間の内部経常収益	712	173	886	765	1,651	△1,651	―
計	62,536	8,644	71,180	3,411	74,592	△1,651	72,940
セグメント利益	13,757	319	14,077	691	14,768	△683	14,085
セグメント資産	7,530,054	50,125	7,580,180	25,582	7,605,763	△47,824	7,557,938
その他の項目							
減価償却費	1,547	399	1,947	37	1,984	―	1,984
資金運用収益	48,918	90	49,008	42	49,051	△781	48,269
資金調達費用	10,784	131	10,915	―	10,915	△105	10,810
特別利益	―	―	―	―	―	―	―
（固定資産処分益）	―	―	―	―	―	―	―
特別損失	61	―	61	2	64	―	64
（固定資産処分損）	45	―	45	1	47	―	47
（減損損失）	16	―	16	―	16	―	16
税金費用	3,582	80	3,663	182	3,846	0	3,846
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,512	755	2,268	18	2,287	―	2,287

(注) 1　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2　「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務及び金融商品取引業務等を含んでおります。
3　調整額は、次のとおりであります。
(1)セグメント利益の調整額△683百万円は、セグメント間取引消去であります。
(2)セグメント資産の調整額△47,824百万円は、セグメント間取引消去であります。
(3)資金運用収益の調整額△781百万円は、セグメント間取引消去であります。
(4)資金調達費用の調整額△105百万円は、セグメント間取引消去であります。
4　セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	94,989	8,654	103,643	2,706	106,350	―	106,350
セグメント間の内部経常収益	323	92	416	619	1,036	△1,036	―
計	95,313	8,747	104,060	3,326	107,386	△1,036	106,350
セグメント利益	20,581	185	20,766	583	21,350	0	21,350
セグメント資産	7,657,284	50,686	7,707,970	28,940	7,736,911	△51,620	7,685,290
その他の項目							
減価償却費	1,580	429	2,009	48	2,057	―	2,057
資金運用収益	59,898	8	59,907	23	59,931	△151	59,779
資金調達費用	16,129	209	16,339	―	16,339	△167	16,171
特別利益	58	―	58	―	58	―	58
（固定資産処分益）	58	―	58	―	58	―	58
特別損失	64	―	64	0	65	―	65
（固定資産処分損）	64	―	64	0	64	―	64
（減損損失）	0	―	0	―	0	―	0
税金費用	6,105	65	6,171	177	6,349	0	6,349
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,971	610	3,582	31	3,614	―	3,614

(注) 1　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2　「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務及び金融商品取引業務等を含んでおります。
3　調整額は、次のとおりであります。
(1)セグメント利益の調整額０百万円は、セグメント間取引消去であります。
(2)セグメント資産の調整額△51,620百万円は、セグメント間取引消去であります。
(3)資金運用収益の調整額△151百万円は、セグメント間取引消去であります。
(4)資金調達費用の調整額△167百万円は、セグメント間取引消去であります。
4　セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１　サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	32,172	21,740	8,471	10,556	72,940

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１　サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	38,495	47,350	8,654	11,849	106,350

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	16	―	16	―	16

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	0	―	0	―	0

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１　１株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１株当たり純資産額	2,128円68銭	2,130円24銭

（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部の合計額	百万円	516,650	514,327
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	89	107
うち新株予約権	百万円	89	107
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額	百万円	516,561	514,219
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数	千株	242,667	241,389

2　１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
(1) １株当たり中間純利益	円	41.70	62.05
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	10,175	14,994
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	10,175	14,994
普通株式の期中平均株式数	千株	243,983	241,618
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	41.65	62.00
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	―	―
普通株式増加数	千株	289	218
うち新株予約権	千株	289	218
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		―――	―――

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	655,876	559,263
コールローン	6,842	20,982
買入金銭債権	1,088	778
商品有価証券	107	107
金銭の信託	1,000	1,000
有価証券	※1,2,3,5,7 1,613,206	※1,2,3,5,7 1,682,835
貸出金	※3,4,6 5,165,603	※3,4,6 5,231,802
外国為替	※3 3,000	※3 3,188
その他資産	42,450	43,787
その他の資産	※1,3,5 42,450	※1,3,5 43,787
有形固定資産	40,102	39,667
無形固定資産	5,714	7,364
前払年金費用	44,673	47,800
支払承諾見返	※3 18,705	※3 16,995
貸倒引当金	△24,900	△24,877
資産の部合計	7,573,471	7,630,696
負債の部		
預金	※5 6,086,188	※5 6,176,285
譲渡性預金	192,268	216,298
債券貸借取引受入担保金	※5 182,918	※5 141,305
借用金	※5 460,324	※5 460,240
外国為替	372	443
その他負債	84,487	74,641
未払法人税等	18,488	3,702
リース債務	1	1
資産除去債務	177	168
その他の負債	65,819	70,769
退職給付引当金	182	259
睡眠預金払戻損失引当金	1,949	2,011
ポイント引当金	185	194
偶発損失引当金	363	377
繰延税金負債	59,271	57,022
再評価に係る繰延税金負債	2,509	2,509
支払承諾	18,705	16,995
負債の部合計	7,089,727	7,148,586

（単位：百万円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	7,557	7,557
資本準備金	7,557	7,557
利益剰余金	309,329	318,629
利益準備金	17,377	17,377
その他利益剰余金	291,951	301,251
別途積立金	259,114	271,114
繰越利益剰余金	32,837	30,137
自己株式	△7,181	△9,682
株主資本合計	329,705	336,504
その他有価証券評価差額金	145,991	135,393
繰延ヘッジ損益	3,867	6,013
土地再評価差額金	4,090	4,090
評価・換算差額等合計	153,949	145,497
新株予約権	89	107
純資産の部合計	483,744	482,109
負債及び純資産の部合計	7,573,471	7,630,696

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
経常収益	62,605	95,309
資金運用収益	48,982	59,898
（うち貸出金利息）	30,519	36,753
（うち有価証券利息配当金）	16,496	19,963
役務取引等収益	7,683	8,001
その他業務収益	30	164
その他経常収益	※1 5,908	※1 27,244
経常費用	48,838	74,841
資金調達費用	10,784	16,130
（うち預金利息）	5,770	10,604
役務取引等費用	3,349	3,556
その他業務費用	12,248	32,073
営業経費	※2 20,330	※2 20,665
その他経常費用	※3 2,125	※3 2,415
経常利益	13,767	20,467
特別利益	－	58
固定資産処分益	－	58
特別損失	61	64
固定資産処分損	45	64
減損損失	16	0
税引前中間純利益	13,705	20,461
法人税、住民税及び事業税	2,942	4,489
法人税等調整額	621	1,576
法人税等合計	3,563	6,065
中間純利益	10,141	14,395

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	20,000	7,557	2	7,560	17,377	251,114	21,128	289,620
当中間期変動額								
剰余金の配当							△2,951	△2,951
中間純利益							10,141	10,141
別途積立金の積立						8,000	△8,000	―
自己株式の取得								
自己株式の処分			△2	△2			△35	△35
土地再評価差額金の取崩							11	11
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	―	―	△2	△2	―	8,000	△833	7,166
当中間期末残高	20,000	7,557	―	7,557	17,377	259,114	20,295	296,786

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△4,789	312,391	95,546	1,736	4,102	101,385	137	413,914
当中間期変動額								
剰余金の配当		△2,951						△2,951
中間純利益		10,141						10,141
別途積立金の積立		―						―
自己株式の取得	△2,500	△2,500						△2,500
自己株式の処分	107	69						69
土地再評価差額金の取崩		11						11
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			40,027	237	△11	40,252	△48	40,204
当中間期変動額合計	△2,392	4,771	40,027	237	△11	40,252	△48	44,975
当中間期末残高	△7,181	317,163	135,573	1,973	4,090	141,638	89	458,890

当中間会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	20,000	7,557	7,557	17,377	259,114	32,837	309,329
当中間期変動額							
剰余金の配当						△5,096	△5,096
中間純利益						14,395	14,395
別途積立金の積立					12,000	△12,000	―
自己株式の取得							
土地再評価差額金の取崩						0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	―	―	―	―	12,000	△2,700	9,299
当中間期末残高	20,000	7,557	7,557	17,377	271,114	30,137	318,629

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△7,181	329,705	145,991	3,867	4,090	153,949	89	483,744
当中間期変動額								
剰余金の配当		△5,096						△5,096
中間純利益		14,395						14,395
別途積立金の積立		―						―
自己株式の取得	△2,501	△2,501						△2,501
土地再評価差額金の取崩		0						0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△10,598	2,145	△0	△8,452	18	△8,433
当中間期変動額合計	△2,501	6,798	△10,598	2,145	△0	△8,452	18	△1,634
当中間期末残高	△9,682	336,504	135,393	6,013	4,090	145,497	107	482,109

【注記事項】

（重要な会計方針）

1　商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　：15年～50年

その他：４年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め制定した償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

当行では、債務者の財務情報等の定量的な情報を用いたシステムにおける判定を基礎としつつ、将来の業績見込み等の定性的な要素も勘案して、債務者を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の５段階に区分した後、回収の危険性又は価値の毀損の危険性を個別に検討の上、資産の分類を行っております。

正常先とは、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者であります。要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後管理に注意を要する債務者であります。破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者であります。実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者であります。破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者であります。

実質破綻先及び破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の５算定期間における平均値に基づく損失率と、より長期の過去の一定期間における平均値に基づく損失率とを比較し、いずれか高い方を用いて算定しております。

破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に係る債権以外の債権については、今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の５算定期間における平均値に基づく損失率と、過去の７算定期間の貸倒実績率とそれらを除く過去最も高い貸倒実績率の平均値に基づく損失率とを比較し、いずれか高い方を用いて算定しております。

なお、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額は、資産の自己査定基準に基づき、担保の評価や種類、保証の種類などに応じて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(３年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

また、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7　ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年３月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産・負債については、包括ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8　その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※１　関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
株式	11,287百万円	11,287百万円
出資金	1,651百万円	2,263百万円

※２　無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
3,539百万円	7,912百万円

使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は該当ありません。

※３　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表（貸借対照表）の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,581百万円	10,189百万円
危険債権額	49,582百万円	49,399百万円
三月以上延滞債権額	3百万円	126百万円
貸出条件緩和債権額	9,050百万円	6,304百万円
合計額	68,218百万円	66,019百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※４　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
1,506百万円	928百万円

※５　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	676,763百万円	668,774百万円
担保資産に対応する債務		
預金	43,104百万円	32,369百万円
債券貸借取引受入担保金	182,918百万円	141,305百万円
借用金	460,000百万円	460,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
有価証券	29,673百万円	32,139百万円

また、その他の資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
保証金	1,424百万円	1,435百万円
金融商品等差入担保金	10,054百万円	5,242百万円

※６　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	1,236,036百万円	1,244,220百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,183,817百万円	1,190,433百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※７　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
19,622百万円	17,018百万円

(中間損益計算書関係)

※１　「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
株式等売却益	5,623百万円	26,938百万円

※２　減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
有形固定資産	966百万円	961百万円
無形固定資産	551百万円	587百万円

※３　「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金繰入額	1,554百万円	1,515百万円
株式等売却損	343百万円	416百万円
株式等償却	19百万円	－百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2026年３月31日)

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	―	―	―
関連会社株式	―	―	―
合計	―	―	―

当中間会計期間(2026年９月30日)

	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	―	―	―
関連会社株式	―	―	―
合計	―	―	―

（注）　上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

	前事業年度（2026年３月31日）	当中間会計期間（2026年９月30日）
子会社株式及び出資金	12,931	13,543
関連会社株式及び出資金	―	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

４ 【その他】

中間配当

2026年11月10日開催の取締役会において、第212期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額　　5,551百万円

１株当たりの中間配当金　　23円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月18日

株 式 会 社 百 五 銀 行
取 締 役 会　御 中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　村　哲　也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡　田　英　樹

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百五銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月18日

株 式 会 社 百 五 銀 行
取 締 役 会　御 中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　村　哲　也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡　田　英　樹

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百五銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの第212期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社百五銀行の2026年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結

論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。